諮問番号：平成２８年度諮問第２号

答申番号：平成２８年度答申第１号

答　申　書

第１　審査会の結論

　　　大阪府○○○子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年４月１日に行った児童福祉法（平成２８年法律第６３号による改正前のものをいう。以下「児福法」という。）第３３条の規定による一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

（１）審査請求人

　　　ア　処分庁からの一時保護（委託）決定通知書には、本件処分に至る経緯、一時保護の受託者の名称、所在地等の記載もなく、本件処分を受けた。

　　　イ　処分庁は、一時保護の理由を緊急保護のためとしているが、本件処分は誘拐であるので、児福法第３３条の規定に違反しており違法である。

　　　ウ　処分庁は、「審査請求人は精神的に不安定な状態である。」、「審査請求人が「だから、泣くなって言ってるやろ。」と同人の子（以下「本児」という。）を怒鳴る声がした。」、「審査請求人と本児が入浴中、審査請求人が本児を放して、本児が湯船のふちに脇をかけたような状態になった。」と主張するが、根拠がない。

　　　エ　炬燵にドライバーで突き刺したような穴が開いていたことについては、審査請求人とは関係はない。

　　　オ　審査請求人が衝動的に本児に危害を加えたりするようであれば、出産してから毎日、病院に通ったり、医師と話をしたり、退院の準備もできない。また、一時保育を利用しながら、家事や買い物も行っていた。

（２）審査庁

　　　本件審査請求は、棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

（１）審理員意見書の結論

　　　　本件審査請求は、棄却が妥当である。

（２）審理員意見書の理由

ア　平成２８年３月２日の面接において、処分庁は、審査請求人より「ストレスが溜まる。妊娠中から発散できていない。」との発言を聴取している。

イ　平成２８年３月１８日の面接において、審査請求人は、自身が身体の調子に波があるとの説明をしている。なお、審査請求人は、反論書において精神的に不安定な状態を否定している。

ウ　平成２８年４月１日の処分庁と本児の父（以下「父」という。）との電話連絡において、次のとおり話があった。

(ｱ) 父が帰宅すると、リビングにある炬燵にドライバーで突き刺したような穴が開いており、審査請求人に確認すると「知らない。」と話した。

(ｲ) 審査請求人が本児を入浴させているときに、審査請求人が湯船で本児から手を放して、本児は湯船のふちに脇をかけている状態となっているときがあった。

(ｳ) 父が入浴中、審査請求人が本児に「だから、泣くなって言ってるやろ。」と怒鳴る声が聞こえてきた。

エ　父は、審査請求人の体調がすぐれないことで本児への影響をかなり心配している。

オ　以上により、処分庁は、現状では育児や家事が難しく、また、虐待の可能性も否定できず、本児の身体、生命への事故に至る可能性もあるため、一時保護により、まず、本児の安全を確保した上で、家庭や保護者の状況について調査し、本児の養育の方針を決める必要があると判断したものと認められる。

カ　上記から判断すると、本児を家庭に置いた状態では、本児の安全を確保できず、児童相談所運営指針（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指針」という。）が「一時保護を行う必要がある場合」として定めている「（１）イ虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」に当たると認められる。

キ　処分庁からの一時保護（委託）決定通知書に、本件処分に至る経緯、一時保護の受託者の名称、所在地等の記載がなかったことは、児童虐待防止法第１２条第３項の規定に基づき、処分庁が配慮した措置であるとともに、平成２８年４月１日に処分庁が一時保護の判断をした後の本児の父と審査請求人との面接の際、一時保護の要件を両者に説明している。

第４　調査審議の経過

平成２８年８月１７日　　諮問の受付

　　　平成２８年８月２６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：９月１６日、

　　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：９月９日）

　　　平成２８年９月１４日　　審査請求人から主張書面を受領

平成２８年９月１６日　　審査庁から資料を受領

　　　平成２８年９月３０日　　第１回審議

平成２８年１０月１２日　審査庁から主張書面等を受領

　　　平成２８年１０月２４日　第２回審議

第５　審査会の判断の理由

　　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）、審査請求人及び審査庁から当審査会に提出された主張書面等によれば、処分庁は、本児が通院している医療機関と協議を重ねていたこと、審査請求人及び本児の父と電話連絡や面接を行い、審査請求人の体調等を考慮して、本児を乳児院に入所させるよう助言する等の継続的な援助を行ってきたこと、父は育児による審査請求人の体の不調を心配していたことが認められる。

　　　しかしながら、本児を乳児院に入所させることについて審査請求人の同意を得ることができず、さらに、平成２８年４月１日に、本児の父から電話で、「審査請求人と本児が入浴中、審査請求人が湯船で本児から手を放して、本児は湯船のふちに脇をかけている状態となっているときがあった。」等の連絡を受けたことから、処分庁は、指針の「虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」に該当すると判断し、一時保護の必要性を認めた。

以上のとおり、本件処分は、児福法、指針に基づき、本児が乳児であるため、何か起これば重大な結果が生ずる可能性が高いと思料されることや、その家庭の状況を総合的に勘案して行ったものであり、平成２８年４月１日の本児の父から処分庁への電話連絡の内容について、同年４月１１日の面接において本児の父が、当該内容については過大に伝えた旨を話していることを考慮したとしても、違法又は不当な点は認められない。

第６　付言

　　　処分庁の主張を理由付ける証拠書類が不十分と認められる点があったので、当審査会において当該証拠書類の提出を求めたが、審理手続においても、必要に応じて、審理員は、審理関係人の主張を理由付ける証拠書類の提出を求めることが望ましい。

また、処分庁においても，行政不服審査法の趣旨に鑑み、当該行政処分の適法性の立証責任が処分庁にあることを自覚し、審理員の求めがなくとも、できる限りその判断過程を明らかにし、かつ、必要な証拠を早期に提示するよう務めるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫